

最高裁秘書第2924号

平成27年12月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

補充理由説明書等の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書及び資料の写しを送付します。

記

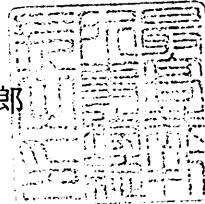
諮問番号 平成27年度（最情）諮問第3号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成27年12月22日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎



補充理由説明書

(平成27年12月9日付け依頼に対する回答)

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

平成27年度（最情）諒問第3号

2 理由

(1) レファレンス業務を廃止した経緯等

行政局は、レファレンス業務（下級裁判所の裁判官から、行政・労働に関する法規の解釈適用に係る論点についての資料送付の依頼を受け、関係資料（裁判例、文献等）を収集して同裁判官に送付する業務をいう。以下同じ。）を行っていたが、平成24年に業務の見直しを行った結果、平成25年3月末をもって同業務を廃止し、それ以来これを行っていない。なお、このときは規程等の改正はされなかった。

その後、行政局では、平成27年3月31日をもって第二課行政判例係を廃止することとし、これに伴い、最高裁判所事務総局分課規程及び関係通達（平成元年3月22日付け最高裁総一第84号事務総長通達「最高裁判所事務総局等の組織について」、平成13年3月26日付け最高裁行一第62号行政局長通達「行政局の課に置かれる係の事務分掌について」（以下「事務分掌通達」という。））の改正等がされた。事務分掌通達には、行政局の第二課及び第三

課の各係の事務内容として、各係の所管に係る法規及び裁判例の「調査、研究及び質疑に関する事項」という記載があったところ、事務分掌通達が廃止されて「行政局事務分掌」が新たに定められるに当たっては、既に廃止していたレファレンス業務が文理上含まれると解釈され得る「質疑」という文言は用いないこととされたものである。

(2) レファレンス業務を廃止した理由

行政局がレファレンス業務を行っていた背景として、かつては、下級裁判所（特に地方庁）に勤務する裁判官にとって、行政・労働に関する法規についての資料へのアクセスが困難であり、行政局において一定の範囲でその支援をする必要性があったという事情があった。しかし、そのような資料の収集等は、本来は裁判官自身が行うべきものである上、近年は、IT技術が発達し、各種の判例・文献データベース等も利用しやすくなり、上記のような支援の必要性が相対的に低下したことから、行政局においてはレファレンス業務を廃止したものである。

最高裁判所事務総局分課規程（原文は縦書き）

昭和二十二年十二月一日最高裁判所規程第五号

改正 昭和二三年七月二五日最高裁判所規程第一四号
同二三年九月六日同第一七号
同二三年一二月二八日同第二七号
同二四年一月二八日同第二号
同二四年七月一日同第一三号
同二四年七月一日同第一六号
同二五年六月一二日同第九号
同二七年五月一二日同第一一号
同二七年一二月二七日同第一九号
同二八年三月三〇日同第二号
同三二年六月一五日同第三号
同三四年九月三〇日同第六号
同三五年四月二七日同第一号
同三八年四月二二日同第一号
同三九年四月二十五日同第三号
同四〇年三月三一日同第三号
同四〇年七月一〇日同第四号
同四一年九月一〇日同第三号
同四一年一一月一日同第五号
同四三年四月二〇日同第一号
同四九年四月一〇日同第二号
同五五年二月二七日同第一号
同五五年四月二三日同第三号
同五九年六月二〇日同第二号
平成三年七月一七日同第三号
同一〇年三月四日同第一号
同一二年二月九日同第三号
同一五年三月二六日同第二号
同一五年一一月一九日同第七号
同一六年三月三一日同第四号
同一六年一一月一七日同第八号
同二〇年一〇月二九日同第五号
同二〇年一二月二四日同第七号
同二一年三月二十五日同第一号
同二二年三月三一日同第三号
同二五年二月一三日同第一号
同二六年二月五日同第一号
同二七年三月四日同第三号

最高裁判所事務総局分課規程（昭二三最裁程二七・改称）

第一条 最高裁判所事務総局に次の局及び課を置く。

秘書課
広報課
情報政策課
総務局
人事局
経理局
民事局
刑事局

行政局

家庭局

(昭二八最裁程二・全改、昭三四最裁程六・昭三八最裁程一・昭五五最裁程一・平一六最裁程八・一部改正)

第二条 秘書課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 最高裁判所の裁判官会議及び裁判官の庶務に関する事項
- 二 機密に関する事項
- 三 公印の保管に関する事項
- 四 文書の接受、発送及び調製並びに文書事務の管理に関する事項
- 五 文書の審査及び進達に関する事項
- 六 文書の開示に関する事項
- 七 情報公開・個人情報保護審査委員会の庶務に関する事項
- 八 儀式典礼に関する事項
- 九 官報掲載に関する事項
- 十 渉外連絡に関する事項
- 十一 外国の司法制度の調査研究に関する事項

(昭五五最裁程一・昭五九最裁程二・平三最裁程三・平一〇最裁程一・平二七最裁程三・一部改正)

第三条 広報課においては、広報に関する事務をつかさどる。

(昭三四最裁程六・全改、昭五五最裁程一・平三最裁程三・一部改正)

第三条の二 情報政策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 情報化に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事項
- 二 情報システムの整備及び管理に関する事項
- 三 統計情報に関する事項

(平一六最裁程八・追加)

第四条 総務局に第一課、第二課及び第三課を置く。

(昭二八最裁程二・全改、昭三五最裁程一・昭三八最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第七条繰上、平一六最裁程八・一部改正)

第五条 総務局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判所及び弁護士に関する法規その他司法制度に関する事項
- 二 弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則の制定に関する事項
- 三 事務総局の組織に関する規則の制定等事務総局内の総合連絡に関する事項
- 四 外国弁護士の承認に関する事項
- 五 裁判所並びに裁判所の支部及び出張所の設立及び廃止並びに開廷場所の指定に関する事項
- 六 国会、内閣及び弁護士会との連絡に関する事項
- 七 会同及び協議会並びに委員会に関する事項
- 八 最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項
- 九 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の庶務に関する事項

十 裁判所職員再就職等監視委員会の庶務に関する事項

十一 事務総局の他の局及び課に属しない事項

十二 総務局の他の課に属しない事項

(昭三五最裁程一・全改、昭三八最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第八条線上・一部改正、平三最裁程三・平一五最裁程二・平一六最裁程八・平二〇最裁程七・一部改正、平二六最裁程一・一部改正)

第六条 総務局第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 裁判所職員の定員に関する事項

二 裁判所職員（裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、家庭裁判所調査官補、執行官及び廷吏を除く。）の執務に関する事項

三 図書その他一般資料の整備に関する事項

四 最高裁判所判例集等の刊行に関する事項

五 裁判所時報の刊行に関する事項

(昭三五最裁程一・全改、昭四〇最裁程三・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第九条線上、平三最裁程三・平一六最裁程四・一部改正、平二六最裁程一・一部改正)

第七条 総務局第三課においては、裁判所書記官、裁判所速記官及び廷吏の執務に関する事務をつかさどる。

(昭三八最裁程一・追加、昭四〇最裁程三・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第九条の二線上、平一六最裁程四・一部改正)

第八条及び第九条 削除（平一六最裁程八）

第十条 人事局に任用課、給与課、能率課、調査課、公平課及び職員管理官を置く。

(昭二五最裁程九・全改、昭四三最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の三線上)

第十一条 人事局任用課においては、次の事務をつかさどる。

一 補任等に関する事項

二 裁判官の報酬の決定に関する事項

三 任免その他の人事異動に関する審査及び服務の宣誓に関する事項

四 試験、選考等に関する事項

五 人事記録に関する事項

六 人事局の他の課及び職員管理官の所掌に属しない事項

(昭二五最裁程九・全改、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の四線下・一部改正)

第十二条 人事局給与課においては、次の事務をつかさどる。

一 給与に関する事項（裁判官の報酬の決定に関する事項を除く。）

二 給与簿に関する事項

三 恩給、退職手当等に関する事項

四 公務災害補償に関する事項

(昭二五最裁程九・全改、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九

最裁程二・旧第十条の五線下・一部改正、平二一最裁程一・一部改正)

第十三条 人事局能率課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 考課、研修及び表彰に関する事項
- 二 レクリエーションに関する事項
- 三 保健及び厚生に関する事項
- 四 服務に関する事項
- 五 裁判所職員退職手当審査会の庶務に関する事項

(昭二五最裁程九・全改、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の六線下・一部改正、平二一最裁程一・一部改正)

第十四条 人事局調査課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 分限、懲戒等に関する事項
- 二 身上調査、栄典等に関する事項

(昭二五最裁程九・追加、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の七線下・一部改正)

第十五条 人事局公平課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 異議申立事件等の審査に関する事項
- 二 苦情処理に関する事項

(昭二五最裁程九・追加、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の八線下)

第十六条 人事局職員管理官は、職員団体に関する事務をつかさどる。

(昭四三最裁程一・追加、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の八の二線下・一部改正)

第十七条 経理局に総務課、主計課、営繕課、用度課、監査課、管理課及び厚生管理官を置く。

(昭二三最裁程一四・追加、昭二三最裁程二七・旧第十条の六線下、昭二四最裁程二・一部改正、昭二五最裁程九・旧第十条の七線下、昭三八最裁程一・昭四九最裁程二・一部改

正、昭五九最裁程二・旧第十条の九線下)

第十八条 経理局総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 国有財産に関する事項
- 二 経理局の他の課及び厚生管理官の所掌に属しない事項

(昭二四最裁程二・全改、昭二五最裁程九・旧第十条の八線下、昭二七最裁程一一・昭三八最裁程一・昭四三最裁程一・昭四九最裁程二・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁

程二・旧第十条の十線下・一部改正)

第十九条 経理局主計課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 予算の編成及び執行に関する事項
- 二 決算に関する事項
- 三 最高裁判所の歳入及び歳出に関する事項
- 四 最高裁判所の保管金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事項

(昭二三最裁程一四・追加、昭二三最裁程二七・旧第十条の八繰下、昭二五最裁程九・旧第十条の九繰下、昭二七最裁程一一・昭三八最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十一繰下・一部改正)

第二十条 経理局営繕課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 工事に関する調査、設計、実施及び監督に関する事項
- 二 工事の請負契約に関する事項

(昭二三最裁程一四・追加、昭二三最裁程二七・旧第十条の九繰下、昭二四最裁程二・一部改正、昭二五最裁程九・旧第十条の十繰下、昭四〇最裁程四・昭四一最裁程三・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十二繰下・一部改正)

第二十一条 経理局用度課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 物品の管理に関する計画に関する事項
- 二 最高裁判所の物品の調達及び管理に関する事項
- 三 最高裁判所の役務の調達に関する事項
- 四 最高裁判所の自動車の運行に関する事項

(昭二四最裁程二・追加、昭二五最裁程九・旧第十条の十一繰下、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十三繰下・一部改正、平三最裁程三・一部改正)

第二十二条 経理局監査課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 会計法規に関する事項
- 二 会計監査に関する事項
- 三 会計に関する一般調査に関する事項

(昭二四最裁程二・追加、昭二五最裁程九・旧第十条の十二繰下、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十四繰下)

第二十三条 経理局管理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 庁舎等の管理及び安全保持に関する事項
- 二 最高裁判所の庁舎等の管理業務の委託に関する事項
- 三 最高裁判所の電話交換及び役務作業に関する事項

(昭五九最裁程二・追加)

第二十四条 経理局厚生管理官は、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判所共済組合に関する事項
- 二 子を監護する者に対する給付金に関する事項
- 三 勤労者財産形成促進に関する事項

(昭五九最裁程二・追加、平二二最裁程三・一部改正)

第二十五条 民事局に第一課、第二課及び第三課を置く。

(昭二三最裁程二七・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十一条繰下)

第二十六条 民事局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 民事実体法規に関する事項
- 二 商事実体法規に関する事項
- 三 民事裁判資料等の刊行に関する事項

四 民事関係資料の整備に関する事項

五 民事局の他の課に属しない事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五五最裁程二・旧第十二条
線下・一部改正、平三最裁程三・一部改正)

第二十七条 民事局第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 民事訴訟の手続の法規に関する事項

二 非訟事件及び民事調停の手続の法規に関する事項

三 前二号の手続の規則の制定に関する事項

四 第一号及び第二号の手続による事件に関する事項

五 専門委員、司法委員、鑑定委員及び民事調停委員に関する事項

(昭三九最裁程三・全改、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十
三条線下、平一五最裁程七・一部改正)

第二十八条 民事局第三課においては、次の事務をつかさどる。

一 民事執行、保全執行及び倒産の手続の法規に関する事項

二 前号の手続の規則の制定に関する事項

三 第一号の手続による事件に関する事項

四 執行官に関する事項

(昭三九最裁程三・全改、昭四一最裁程五・昭五五最裁程一・昭五五最裁程三・
一部改正、昭五九最裁程二・旧第十四条線下、平三最裁程三・一部改正、平一二
最裁程三・一部改正)

第二十九条 刑事局に第一課、第二課及び第三課を置く。

(昭二三最裁程二七・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十五条線下)

第三十条 刑事局第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 刑事実体法規に関する事項

二 檢察審査会に関する事項

三 刑事局の他の課に属しない事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十六条
線下、一部改正)

第三十一条 刑事局第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 刑事訴訟の手続の法規に関する事項

二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する
法律(平成十五年法律第百十号)に関する事項

三 第一号の手続及び前号の法律に基づく手続の規則の制定に関する事項

四 前号の手続による事件に関する事項

五 精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十七条
線下・一部改正、平一五最裁程七・一部改正)

第三十二条 刑事局第三課においては、次の事務をつかさどる。

一 刑事関係資料の整備に関する事項

二 刑事手続の運用の実態調査に関する事項

三 刑事執務資料等の刊行に関する事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十八条
線下・一部改正、平三最裁程三・一部改正)

第三十三条 行政局に第一課、第二課及び第三課を置く。

(昭二三最裁程二七・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十九条線下)

第三十四条 行政局第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 行政、労働及び知的財産権に関する資料の整備に関する事項

二 行政、労働及び知的財産権に関する事件に関する事項

三 行政局の他の課に属しない事項

(昭三九最裁程三・全改、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二
十条線下・一部改正、平三最裁程三・平二七最裁程三・一部改正)

第三十五条 行政局第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 行政に関する法規に関する事項

二 行政事件訴訟の手続の規則の制定に関する事項

三 行政裁判資料等の刊行に関する事項

(昭三九最裁程三・全改、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二
十一条線下、平三最裁程三・平二七最裁程三・一部改正)

第三十六条 行政局第三課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働及び知的財産権に関する法規に関する事項

二 労働及び知的財産権に関する訴訟の手続の規則の制定に関する事項

三 労働関係民事裁判資料、労働関係行政裁判資料、知的財産権関係裁判資料
等の刊行に関する事項

(平三最裁程三・全改、平二七最裁程三・一部改正)

第三十七条 家庭局に第一課、第二課及び第三課を置く。

(昭二三最裁程二七・追加、昭五九最裁程二・旧第二十二条の二線下)

第三十八条 家庭局第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 少年審判に関する法規に関する事項

二 少年審判の手続の規則の制定に関する事項

三 前号の手続による事件に関する事項

四 少年審判に関する関係機関との連絡に関する事項

五 家庭裁判資料等の刊行に関する事項

六 家庭事件に関する資料の整備に関する事項

七 家庭局の他の課に属しない事項

(昭二三最裁程二七・追加、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五
九最裁程二・旧第二十二条の三線下、平三最裁程三・平一五最裁程七・一部改正、
平二五最裁程一・一部改正)

第三十九条 家庭局第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 家事審判及び家事調停に関する法規に関する事項

二 人事訴訟に関する法規に関する事項

三 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成

二十五年法律第四十八号)に関する事項

四 家事審判、家事調停及び人事訴訟の手続並びに前号の法律に基づく手続の規則の制定に関する事項

五 前号の手続による事件に関する事項

六 参与員及び家事調停委員に関する事項

七 家事審判、家事調停、人事訴訟及び第三号の法律に関する関係機関との連絡に関する事項

(昭二三最裁程二七・追加、昭五五最裁程一・旧第二十二条の五繩上・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十二条の四繩下、平三最裁程三・平二〇最裁程五・一部改正、平二五最裁程一・一部改正、平二六最裁程一・一部改正)

第四十条 家庭局第三課においては、次の事務をつかさどる。

一 家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の執務に関する事項

二 家庭事件の科学的調査に関する事項

(昭五五最裁程一・追加、昭五九最裁程二・旧第二十二条の五繩下)

第四十一条 各局長において必要と認めたときは、その局の一の課若しくは室、職員管理官又は厚生管理官に属する事務を適宜他の課若しくは室、職員管理官又は厚生管理官において処理させることができる。

(昭二三最裁程二七・昭三八最裁程一・昭四三最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十三条繩下)

附則

この規程は、最高裁判所事務局規則施行の日から、これを施行する。

(施行の日=昭和二二年一二月一日)

附則(昭和二三年七月二五日最高裁判所規程第一四号)

この規程は、昭和二十三年七月二十五日から、これを施行する。

附則(昭和二三年九月六日最高裁判所規程第一七号)

この規程は、昭和二十三年九月六日から、これを施行する。

附則(昭和二三年一二月二八日最高裁判所規程第二七号)

この規程は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則(昭和二四年一月二八日最高裁判所規程第二号)

この規程は、昭和二十四年二月一日から施行する。

附則(昭和二四年七月一日最高裁判所規程第一三号)

この規程は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則(昭和二四年七月一日最高裁判所規程第一六号)

この規程は、最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則(昭和二十四年最高裁判所規則第十七号)施行の日(昭和二十四年七月一日)から施行する。

附則(昭和二五年六月一二日最高裁判所規程第九号)

この規程は、昭和二十五年七月一日から施行する。

附則(昭和二七年五月一二日最高裁判所規程第一一号)

この規程は、昭和二十七年五月十二日から施行する。

附則（昭和二七年一二月二七日最高裁判所規程第一九号）

この規程は、昭和二十八年一月一日から施行する。

附則（昭和二八年三月三〇日最高裁判所規程第二号）

この規程は、昭和二八年四月一日から施行する。

附則（昭和三二年六月一五日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和三十二年六月十五日から施行する。

附則（昭和三四年九月三〇日最高裁判所規程第六号）

この規程は、昭和三十四年十月一日から施行する。

附則（昭和三五年四月二七日最高裁判所規程第一号）

この規程は、昭和三十五年五月一日から施行する。

附則（昭和三八年四月二二日最高裁判所規程第一号）

この規程は、昭和三十八年五月一日から施行する。

附則（昭和三九年四月二五日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和三十九年五月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三一日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年七月一〇日最高裁判所規程第四号）

この規程は、昭和四十年九月一日から施行する。

附則（昭和四一年九月一〇日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和四十一年九月十日から施行する。

附則（昭和四一年一一月一日最高裁判所規程第五号）

この規程は、執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和四一年一二月三一日）

附則（昭和四三年四月二〇日最高裁判所規程第一号）

この規程は、昭和四十三年五月一日から施行する。

附則（昭和四九年四月一〇日最高裁判所規程第二号）

この規程は、昭和四十九年四月十一日から施行する。

附則（昭和五五年二月二七日最高裁判所規程第一号）

この規程は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則（昭和五五年四月二三日最高裁判所規程第三号）

この規程は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

附則（昭和五九年六月二〇日最高裁判所規程第二号）

この規程は、昭和五十九年六月二十五日から施行する。

附則（平成三年七月一七日最高裁判所規程第三号）

この規程は、平成三年八月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月四日最高裁判所規程第一号）

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一二年二月九日最高裁判所規程第三号）

この規程は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年三月二六日最高裁判所規程第二号）

この規程は、平成十五年五月一日から施行する。

附則（平成一五年一一月一九日最高裁判所規程第七号）

この規程の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十七条第一号及び第三十八条の改正規定 人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の施行の日
- 二 第二十七条第五号の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百八号）の施行の日
- 三 第三十一条の改正規定 平成十五年十一月十九日

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規程第四号）

この規程は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一六年一一月一七日最高裁判所規程第八号）

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月二九日最高裁判所規程第五号）

この規程は、少年法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十一号）の施行の日（平成二十年十二月十五日）から施行する。

附則（平成二〇年一二月二四日最高裁判所規程第七号）

この規程は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

附則（平成二一年三月二五日最高裁判所規程第一号）

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日最高裁判所規程第三号）

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日最高裁判所規程第一号）

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二六年二月五日最高裁判所規程第一号）

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月四日最高裁判所規程第三号）

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

最高裁判所事務総局等の組織について

平成元年3月22日総一第84号最高裁判所
事務総局局課長、司法研修所長、裁判所書記
官研修所長、家庭裁判所調査官研修所長、最
高裁判所図書館長宛事務総長通達

改正	平成 2年	3月 6日	総一第 70号
	平成 2年	9月 25日	総一第 275号
	平成 3年	7月 17日	総一第 178号
	平成 6年	7月 4日	総一第 155号
	平成 10年	3月 16日	総一第 74号
	平成 11年	3月 11日	総一第 56号
	平成 13年	3月 23日	総一第 71号
	平成 15年	3月 28日	総一第 91号
	平成 16年	4月 1日	総一第 185号
	平成 16年	11月 18日	総一第 000160号
	平成 17年	3月 10日	総一第 000184号
	平成 19年	3月 16日	総一第 000288号
	平成 20年	3月 17日	総一第 000287号
	平成 21年	3月 26日	総一第 000327号
	平成 24年	3月 12日	総一第 000230号
	平成 25年	3月 7日	総一第 175号
	平成 26年	3月 5日	総一第 175号
	平成 27年	3月 5日	総一第 248号

最高裁判所事務総局、司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館の組織について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 班及び係の設置

最高裁判所事務総局の課並びに局の課、職員管理官及び厚生管理官、司法研修所及び裁判所職員総合研修所の事務局の課並びに最高裁判所図書館の課に、別表のとおり班及び係を置く。

2 班及び係の事務分掌

各班及び各係の事務分掌は、当分の間、最高裁判所事務総局の局長若しくは課長、司法研修所若しくは裁判所職員総合研修所の所長又は最高裁判所図書館長の定めるところによる。

3 他の班又は係による事務の処理

最高裁判所事務総局の課長並びに局の課長、職員管理官及び厚生管理官、司法研修所及び裁判所職員総合研修所の事務局の課長並びに最高裁判所図書館の課長において必要と認めたときは、その課、職員管理官又は厚生管理官の一の班又は係に属する事務を適宜他の班又は係において処理させることができる。

付 記

- 1 この通達は、平成元年4月1日から実施する。
- 2 昭和43年4月20日付け最高裁総一第130号事務総長通達「最高裁判所事務総局等の組織について」は、平成元年3月31日限り、廃止する。

付 記(平成2.3.6総一第70号)

この通達は、平成2年4月1日から実施する。

付 記(平成2.9.25総一第275号)

この通達は、平成2年10月1日から実施する。

付 記(平成3.7.17総一第178号)

この通達は、平成3年8月1日から実施する。

付 記(平成6.7.4総一第155号)

この通達は、平成6年8月1日から実施する。

付 記(平成10.3.16総一第74号)

この通達は、平成10年4月1日から実施する。

付 記(平成11.3.11総一第56号)

この通達は、平成11年4月1日から実施する。

付 記(平成13.3.23総一第71号)

この通達は、平成13年4月1日から実施する。

付 記(平成15.3.28総一第91号)

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

付 記(平成16.4.1総一第185号)

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

付 記(平成16.11.18総一第000160号)

この通達は、平成17年1月1日から実施する。

付 記(平成17.3.10総一第000184号)

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付 記(平成19.3.16総一第000288号)

この通達は、平成19年4月1日から実施する。

付 記(平成20. 3. 17 総一第000287号)

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

付 記(平成21. 3. 26 総一第000327号)

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

付 記(平成24. 3. 12 総一第000230号)

この通達は、平成24年4月1日から実施する。

付 記(平成25. 3. 7 総一第175号)

この通達は、平成25年4月1日から実施する。

付 記(平成26. 3. 5 総一第175号)

この通達は、平成26年4月1日から実施する。

付 記(平成27. 3. 5 総一第248号)

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

(別表)

局 課 等	局の課等	班及び係の名称
秘 書 課		総務係 庶務第一係 庶務第二係 庶務第三係 秘書係 長官公邸係 会議係 審査係 文書管理第一係 文書管理第二係 文書開示第一係 文書開示第二係 涉外第一係 涉外第二係
広 報 課		企画係 広報係 報道第一係 報道第二係
情 報 政 策 課		庶務係 情報企画第一係 情報企画第二係 情報基盤管理係

			情報セキュリティ係 情報処理第一係 情報処理第二係 統計情報係 統計システム係
総務局	第一課		庶務係 企画調整係 管轄係 国会係
	第二課		定員係 資料係 判例法令係
	第三課		訟廷企画係 訟廷調査第一係 訟廷調査第二係 訟廷調査第三係
人事局	任用課		総務係 庶務係 任用第一企画係 任用第一実施係 任用第二企画係 任用第二実施係 任用第三企画係 試験第一係

		試驗第二係
給 与 課		給与第一企画係 給与第二企画係 給与第三企画係 給与第四企画係 給与第一実施係 給与第二実施係 退職給与係 災害補償係
能 率 課		福祉係 健康係 考課研修係 服務係
調 査 課		分限懲戒係 調査係
公 平 課		異議審査係 苦情処理係
職員管理官		職員係
經 理 局	總 務 課	庶務係 施設総括係 国有財産係 公務員宿舎第一係 公務員宿舎第二係
	主 計 課	予算総括係

	予算企画係 予算第一係 予算第二係 予算第三係 予算第四係 出納第一係 出納第二係 出納第三係
営繕課	経理係 契約係 企画調査班 第一設計班 第二設計班 第三設計班 構造設計班 電気設備班 機械設備班 管理班 第一積算班 第二積算班
用度課	経理係 物品調達係 役務調達係 管理係

		調查係 運輸係
監查課		法規係 監查係 調查係
管理課		總括係 施設管理班 警備係 內務係 電話交換係
厚生管理官		共濟組合本部企画係 共濟組合本部經理係 共濟組合本部業務係 共濟組合支部給付係 共濟組合支部福祉係
民事局	第一課	庶務係 企画係 事件係 調查係
	第二課	民事訴訟係 涉外民事係 簡易裁判所民事係 民事調停係
	第三課	執行手続係

			倒産手續係 執行制度係
刑 事 局	第 一 課		庶務係 企画第一係 企画第二係 裁判員制度企画第一係 裁判員制度企画第二係 検察審査会係
	第 二 課		規則制定係 令状事件係 訴訟事件第一係 訴訟事件第二係 裁判員手続第一係 裁判員手続第二係
	第 三 課		裁判実績調査係 法規判例調査係 事件係
行 政 局	第 一 課		庶務係 企画係 事件係
	第 二 課		行政法規係 行政訴訟係
	第 三 課		労働係 知的財産権係

家 庭 局	第一 課	庶務係 企画係 少年法規・事件係 少年資料係
	第二 課	家事法規・事件係 家事手続第一係 家事手續第二係 家事資料係
	第三 課	調査制度係 科学調査係
司 法 研 修 所	総 務 課	庶務係 人事係 寮務係 図書係
	経 理 課	経理係 用度係 管理係
	企画第一課	研修庶務係 企画係
	企画第二課	企画係 調査係 資料係 教材第一係 教材第二係

裁判所職員総合研修所	総務課	庶務係 人事係 察務係
	経理課	経理係 用度係 管理係
	企画研修第一課	企画係 調査係 研修第一係 研修第二係
	企画研修第二課	企画調査係 研修第一係 研修第二係
	資料課	資料係 図書係
最高裁判所図書館	総務課	庶務係 閲覧係 参照係 保管係
	整理課	受入係 整理係 雑誌索引係

最高裁行一第62号

平成13年3月26日

最高裁判所事務総局行政局第一課長 殿

最高裁判所事務総局行政局第二課長 殿

最高裁判所事務総局行政局第三課長 殿

最高裁判所事務総局行政局長 千葉勝美

行政局の課に置かれる係の事務分掌について（通達）

平成元年3月22日付け最高裁総一第84号事務総長通達「最高裁判所事務総局等の組織について」記の2に基づき、標記の事務分掌を別表のとおり定め、4月1日から実施します。

(別表)

行政局事務分掌

平成13年4月1日実施

課	係	事務内容
第一課	庶務係	<ol style="list-style-type: none">1 局内の人事、会計に関する事項2 文書の発受に関する事項3 局内の連絡調整に関する事項4 会同、協議会等の運営に関する事項5 その他、他の課、係に属しない事項
	企画係	<ol style="list-style-type: none">1 行政、労働及び知的財産権に関する訴訟制度の運用に関する事項2 局所管の予算の編成及び実行並びに局の業務の企画、立案に関する事項3 局刊行物の刊行の管理に関する事項4 他の課、係の編集刊行に係る刊行物以外の刊行物の編集刊行に関する事項5 局用図書及び文献の整備、管理並びに他の課に属しない資料の整備に関する事項6 国会との連絡に関する事項
	事件係	<ol style="list-style-type: none">1 行政事件、労働及び知的財産権関係民事事件の事件報告に関する事項

		<p>2 1掲記の事件の動向及び実態の調査に関する事項</p> <p>3 1掲記の事件の各種統計の作成に関する事項</p>
第二課	行政法規係	<p>1 行政（第三課の分掌に係るものを除く。以下行政訴訟係及び行政判例係についても同じ。）に関する 実体法規の調査、研究及び質疑に関する事項</p> <p>2 1掲記の法規に関する資料の整備及び編集刊行に関する事項</p> <p>3 1掲記の法規に関する関係機関との連絡協議に関する事項</p>
	行政訴訟係	<p>1 行政に関する訴訟法規の調査、研究及び質疑に関する事項</p> <p>2 1掲記の法規に関する資料の整備及び編集刊行に関する事項</p> <p>3 1掲記の法規に関する関係機関との連絡協議に関する事項</p> <p>4 行政事件（第三課の分掌に係るものを除く。）の訴訟手続に関する規則の制定改廃に関する事項</p>
	行政判例係	<p>1 行政に関する裁判例の調査、研究及び質疑に関する事項</p> <p>2 1掲記の裁判例に関する資料の整備及び編集刊行に関する事項</p>

第三課	労 働 係	<p>1 労働関係の民事・行政に関する法規及び裁判例の調査、研究及び質疑に関する事項</p> <p>2 1掲記の法規等に関する資料の整備及び編集刊行に関する事項</p> <p>3 1掲記の法規に関する関係機関との連絡協議に関する事項</p> <p>4 労働関係民事・行政事件の訴訟手続に関する規則の制定改廃に関する事項</p> <p>5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 84条の2第1項に掲げる訴訟事件、同法85条1号及び2号に掲げる訴訟事件並びに同法86条に掲げる事件に関する前各号に掲げる事項に準ずる事項</p>
	知的財産権係	<p>1 知的財産権関係の民事・行政に関する法規及び裁判例の調査、研究及び質疑に関する事項</p> <p>2 1掲記の法規等に関する資料の整備及び編集刊行に関する事項</p> <p>3 1掲記の法規に関する関係機関との連絡協議に関する事項</p> <p>4 知的財産権関係民事・行政事件の訴訟手続に関する規則の制定改廃に関する事項</p>

最高裁行一第 160 号

平成 27 年 3 月 9 日

最高裁判所事務総局行政局第一課長 殿

最高裁判所事務総局行政局第二課長 殿

最高裁判所事務総局行政局第三課長 殿

最高裁判所事務総局行政局長 菅野 雅之

「行政局の課に置かれる係の事務分掌について」の廃止について（通達）

平成 13 年 3 月 26 日付け最高裁行一第 62 号行政局長通達「行政局の課に置かれる係の事務分掌について」は、平成 27 年 3 月 31 日限り、廃止します。